

企画趣旨

水津太郎

法の基本的な概念、原理やルールについて、言語化されていないところを言語化したり、よくわからないところを分析・検討したり等することによって、その理解を深める。本誌2023年3月号においては、刑事法について、上記のコンセプトにもとづく特集として、「刑事法の基本概念の意義を問う」と題する特集が組まれた。他方、本誌本号においては、民法について、上記のコンセプトにもとづく特集として、「財産権とその処分」と題する特集を組むこととした。

本特集では、8本の論文を寄稿していただいている。各論文は、それぞれ次のように位置づけられるものである。

①財産権について

民法は、財産権を物権と債権とに区別することによって、財産権を体系化している。

①-1 まず、総論として、物権と債権とを区別する意義等が扱われる（大塚智見論文）。

①-2 次に、各論として、次のテーマが扱われる。すなわち、所有権以外の物権を制限物権にまとめ、所有権をモデルとして所有権以外の物権をとらえる考え方についての評価（阿部裕介論文）、物権のなかでもユニークな性質を有する役権（柴田彬史論文）、そして、債権上の所有権論とその分析・検討を踏まえた財産権の法的性質（岩川隆嗣論文）である。

②財産権の処分について

②-1 財産権の処分が効力を生ずるためには、処分行為と、処分権とが必要である。そこで、財産権の処分の基本構造を明らかにするため、処分行為（白石大論文）と、処分権（高秀成論文）とが

それぞれ扱われる。

②-2 財産権の処分については、近時、担保法改正の動向と関係して、将来の権利の処分が議論され、また、所有者不明土地問題に関する立法等と関連して、権利の放棄が議論されている。将来の権利の処分は、処分の対象に特徴があり、権利の放棄は、処分の態様に特徴がある。財産権の処分についての現代的・発展的な問題として、将来の権利の処分（和田勝行論文）と、権利等の放棄（山城一真論文）とがそれぞれ扱われる。

本特集に寄稿していただいた8本の論文は、いずれも、「財産権とその処分」という共通の主題のもとで、民法の基本的な概念、原理やルールの体系化のあり方をその対象としたり、民法の基本的な概念、原理やルールについて体系的な考察をおこなったりするものである。この意味において、本特集のキーワードは、体系であるといつてよい。それぞれのテーマについて水準の高い論文を寄稿していただいた執筆者の方々に対し、記して感謝申し上げる。

（すいづ・たろう 東京大学教授）